

泉北ニュータウン版マイホーム借上げ制度

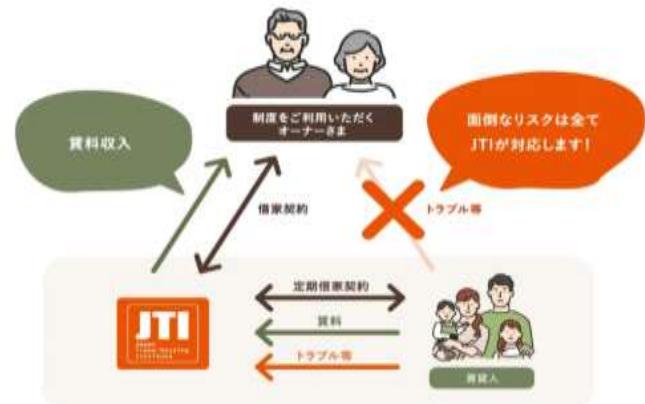
堺市では、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（以下、JTI）と連携し、戸建て住宅を貸し出す際にリフォームされた方へ費用の一部を補助する「泉北ニュータウン版マイホーム借上げ制度補助金」の申請受付を、令和8年3月31日まで行っています。また不動産業者とのサブリース契約により戸建て住宅を賃貸活用し、その住宅を若年層・子育て世帯等に貸し出すために必要となるリフォーム経費についても支援の対象となっています。

一般社団法人移住・住みかえ支援機構とは

移住・住みかえ支援機構は、国の基金による支援や、大手企業等の協賛を得て、日本全国を対象に、住まなくなった家を借り上げて、若い世代を中心に転貸することで、家を売ることなく安定的な収入に変えることができる、マイホーム借上げ制度を運用する非営利の機関として2006年にスタートした社団法人です。

マイホーム借上げ制度の内容

シニアの皆さん（50歳以上）のマイホームを借上げ、安定した賃料収入を保証するものです。1人目の入居者が決定して以降は、制度利用者（オーナー）は入居者のいるいないにかかわらず、JTIを通じて賃料収入を得ることができます。



補助金額の内容

キッチン、浴室、洗面化粧台、トイレ及び冷暖房設備の設置又は交換、畳、フローリング、壁クロスの張替等に係る補助対象経費の1/2を乗じた金額。ただし **1件あたり50万円**が上限。申込先着で受付中。

補助対象となる条件

- ①対象物件が泉北ニュータウン内に存在する戸建て住宅であること
- ②対象物件が耐震性能を有していること。災害レッドゾーンでないこと
- ③最低3年間貸し出すこと
- ④最初の貸出対象は市が定める**若年層・子育て世帯**とすること
- ⑤市が定めるリフォームを実施すること

まとめ

この制度自体令和7年度の**予算額が250万円**となっており、予算が消化され次第終了となります。ご興味のある方は早めにお問い合わせしてください。